

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁総務課長

### 第10回全国消防広報コンクールの実施について

全国消防広報コンクールは、自治体消防50周年を記念して、消防広報技術の向上と消防防災行政の更なる推進を図るため、平成10年度より実施されてきました。今般、自治体消防60周年を迎えるにあたり、その記念事業の一環として別添「第10回全国消防広報コンクール実施要綱」に基づき、第10回全国消防広報コンクールを実施することとしました。

つきましては、これまで以上に積極的な応募がなされるよう貴管内消防本部及び消防団へ周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

1 応募締切り

平成19年8月24日（金） 当日消印有効

2 応募要領

応募要領については、別添「第10回消防広報コンクール実施要綱」を参照ください。

3 応募先

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2  
総務省消防庁 総務課広報係

4 その他

応募に必要な様式につきましては、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）に掲載しますのでご利用ください。

（お問い合わせ先）

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁総務課広報係：濱田・上野

TEL：03-5253-7521（直通）FAX：03-5253-7531

メールアドレス：y1.ueno@soumu.go.jp

消防庁ホームページ：<http://www.fdma.go.jp>

# 第10回全国消防広報コンクール実施要綱

## 1 目 的

消防行政を推進するうえで重要な役割を果たしている消防広報の向上に資するため、全国の消防本部又は消防団が作成している広報紙（誌）、広報写真、広報ポスター・広報カレンダー及びホームページから、広報技術が優秀なものを選定し、これを全国的に紹介することにより、各団体における広報技術の向上を図るとともに、消防防災行政の推進に寄与する。

## 2 主 催

総務省消防庁

## 3 後 援【予 定】

財団法人日本消防協会、全国消防長会、社団法人日本広報協会

## 4 コンクール対象媒体（部門）

- (1) 広報紙（誌）部門
- (2) 広報写真部門
- (3) 広報ポスター・広報カレンダー部門
- (4) ホームページ部門

## 5 応募基準

- (1) 応募団体は、全国の消防本部及び消防団とする。
- (2) 応募作品
  - ① 各対象媒体とも各団体の自主企画によるものとし、著作権及び肖像権等に関して支障が生じないものに限る。
  - ② 平成18年度中(平成18年4月から平成19年3月の間)に制作・撮影したもの。ただし、ホームページ部門は平成19年8月24日時点でインターネット上に公開されているものに限る。
- (3) 応募作品数
  - ① 広報紙（誌）、広報ポスター・広報カレンダー及びホームページ部門は、各1作品の応募とする。
  - ② 広報写真部門については、複数応募を可とする。
- (4) 対象媒体ごとの留意点
  - ① 広報紙（誌）（提出数：8部）
    - ア 住民を対象として消防防災行政の施策や計画等の複数のテーマを同

時に啓発・周知し、また、これらに関する情報等について広報することを目的に企画・編集したもので、週刊、月刊、旬刊及び季刊等の形態で定期的に発行したもの。

イ 作文集・学校における防火防災教育の補助教材等として使用されているもの及び市町村発行の広報紙の中に部分掲載（1頁以上の分量があるもの）しているものも対象とする。

② 広報写真（提出数：2枚）

ア 消防防災活動等について広報用として撮影したもの。（カラー・モノクロのいずれも可）

イ 作品は、応募団体の職員が撮影したものに限り。

ウ サイズは、四つ切りとする。

③ 広報ポスター・広報カレンダー（提出数：2枚）

壁新聞は含むが、写真を貼付しただけのものは除く。

④ ホームページ（提出数：8部）

ア 応募作品はインターネット上で公開されており、Internet Explorer5.5以上で閲覧可能なものに限る。

イ 市町村等のホームページと共同で公開しているものも対象とする。

ウ 主なページ（トップページ、アピールするページ等）及びサイトマップ（サイト内構成、階層等が判るもの）を書面で添付すること。

(5) 応募作品ごとに「応募作品調書（別紙様式）」（[WORD形式](#)・[PDF形式](#)）を1部作成し添付すること。

## 6 応募締め切り

平成19年8月24日(金) 当日消印有効

## 7 審査及び発表

(1) 主催者である消防庁長官が委嘱した審査員により、部門別に入賞作品を選定する。

(2) 審査結果は、消防庁広報誌「消防の動き」、消防庁ホームページ、財団法人日本消防協会広報誌「日本消防」及び財団法人全国消防協会機関誌「ほのお」等に掲載して発表する。

(3) 入賞作品については、平成19年版消防白書、消防の動き及び消防庁ホームページに掲載するほか、消防防災行政のために様々な広報媒体に掲出する。

## 8 審査基準

(1) 広報紙（誌）部門

- ① 企 画
  - ② 文章表現及び用語
  - ③ 編 集（構成）
  - ④ その他
- (2) 広報写真部門及び広報ポスター・広報カレンダー部門
- ① 企 画
  - ② 表 現
  - ③ 技 術
  - ④ その他
- (3) ホームページ部門
- ① 企 画
  - ② 情 報（質・量）
  - ③ デザイン
  - ④ 技 術
  - ⑤ その他
- (4) 上記の他、年間発行（制作）回数、写真撮影等の制作委託の有無、制作担当者数、経費等も勘案することがある。

## 9 表 彰

- (1) 受 賞 数
- ① 消防庁長官賞(最優秀賞) 各部門に1点
  - ② 消防庁長官賞(優 秀 賞) 各部門に2点
  - ③ 消防庁長官賞(入 選) 各部門に3点程度
  - ④ 消防庁長官賞(特 別 賞) 応募作品の状況により、数点
- (2) 各部門の最優秀賞及び優秀賞に対する表彰式は、11月上旬に、総務省消防庁(東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館)において行う。

## 10 そ の 他

応募作品は原則として返却しないものとする。

また、本事業については、平成10年度より10年間継続して実施したことにより、各団体の広報技術が向上してきたものと考えられることから10回目の本年度をもって継続的な実施を終了するものとする。